

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
4月23日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 救急病院の認定(医療政策課).....一
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課).....一
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....三
 - 契約の締結(デジタル・ガバメント推進課).....三
 - 土地改良事業の工事了(農村整備課).....四
 - 基本測量の実施(監理課).....四
 - 基本測量の実施の終了(監理課).....四
 - 公共測量の実施の終了(二件)(監理課).....四
 - 山陽小野田都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
 - 山陽小野田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
 - 山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
 - 山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六
 - 契約の締結(会計課).....六
 - 公安委公告
 - 契約の締結.....七

山口県告示第百三十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ



り、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年四月二十三日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

独立行政法人国立病院 下関市長府外浦町一番一号 令和六、四、一四

機構専門医療センター

山口県告示第百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、農林業の知と技の拠点施設新本館(仮称)電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 農林業の知と技の拠点施設新本館(仮称)電気設備工事
 - (一) 工事場所 防府市大字牟礼字長命一〇三〇七番地
 - (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上三階建	三、二九八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和三年四月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
持参し、又は郵便により提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間
令和三年五月十七日から同月二十日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和三年六月三日までに発送する。

- 四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三三三〇）にすること。

山口県告示第百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、農林業の知と技の拠点施設新本館（仮称）機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 農林業の知と技の拠点施設新本館（仮称）機械設備工事
- (一) 工事場所 防府市大字牟礼字長命一〇三〇七番地
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上三階建	構	造	延 べ 面 積
			三、二九八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和三年四月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
持参し、又は郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年五月十七日から同月二十日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和三年六月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(一一一) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年四月二十三日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 村岡 嗣政

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	平成三十一年四月一日から令和二年八月七日まで	防府市地籍図	大字中山及び大字奈美の各一部

二 認証年月日

令和三年四月二十三日

(一一二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県情報セキュリティクラウド運用業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ジャネットス 山口市小郡下郷二一三九番地

六 契約金額

八千四百九十九万六千二百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県統合宛名管理システム（第二期）維持管理・保守・運用支援業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

四千六百二十四万二千二百四十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一一三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営周南地区集落基盤整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

令和三年二月二十六日

一 事業の名称

県営周南地区集落基盤整備事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十八年三月三十日

(一一四) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(一一五) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和二年四月一日から令和三年三月二十四日まで

(一一六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量の実施を終
了した旨の通知がありました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和二年九月四日から令和三年三月二十六日まで

（二一七）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和二年十一月十二日から令和三年三月十九日まで

（二一八）山陽小野田都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画地区計画厚狭駅南桜二丁目地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

（二一九）山陽小野田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

（二二〇）山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一一) 山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧
山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において
準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域
の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二
十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを
次のとおり縦覧に供します。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一二二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
税外収納拡大に伴う財務会計システム改修等業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
一億千三百三十三万三千円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
地方公会計新ソフトウェア導入業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三千百八十三万二千四百六十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

六 契約金額

九千二十九万二千九百五十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

ガソリン 二百七十二キロリットル

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年三月十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中央石油有限会社 山口市小郡上郷二二九六番地一四

六 落札金額

一リットル当たり百三十三円五十四銭

七 入札公告日

令和三年二月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

落札方式

最低価格

(三)

令和三年四月二十三日印刷

発行人所

山口県知事